

# 《身体障害者手帳申請から受け取りまでの流れ》

(1) 指定医に相談をします



(2) 申請に必要な書類（申請書、診断書）を障がい福祉課又は各支所で受け取ります  
診断書の様式は認定部位により異なります。

どの部位の診断書が必要かを指定医に確認し、職員にお知らせください。

視覚  
聴覚、平衡機能、音声・言語、そしゃく機能  
肢体不自由、脳原性運動機能  
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸、免疫機能、肝臓



(3) 指定医師から診断書を受け取ります



(4) 障がい福祉課又は各支所に申請します

【申請に必要なもの】

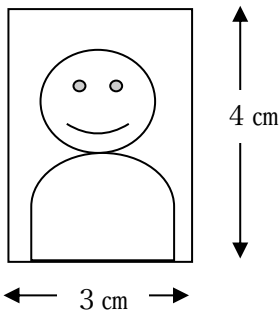
診断書

指定医が作成します

※作成日より3か月以内のもの※

(注) 障害年金等を今後申請予定の方は、診断書をコピーしておくことをお勧めします。

写真2枚



• 縦4cm×横3cm

• 写真台紙に印刷したもの（普通紙印刷は不可）

• 上半身で脱帽（例外もあります）

• 6ヵ月以内撮影

• 2枚

※写真の裏に氏名と撮影時の日付を記入してください。

申請書

個人番号が確認できるもの



(5) 障がい福祉課から審査結果を送付します

注) 申請から2～3か月程度で身体障害者手帳が交付されます。ただし、提出のあった診断書の内容によっては指定医に照会等が必要となり、日数がかかることがあります。

注) 指定医が診断書に記入した等級意見を参考に、所定の手続きにより、市で障害認定を行います。指定医の意見と異なる等級で認定されたり、身体障害者福祉法別表に該当しないため手帳が交付されない場合もあります。手帳の交付対象とならない場合は、却下通知を送付します。



(6) 障がい福祉課又は各支所に手帳を受け取りに行きます